

資料通報名票

(甲)

個人資料		/		○		◎		部		宛		署		署		輪	
内 容		通 報 号		決 定 号		防 求 号		邦 軍 人		陸 軍		陸 軍		陸 軍		陸 軍	
内 容		新 (新)		旧 (旧)		所 属 部 隊 (隊 名 又 は 所 在 地)		第 一 三 施 設 部		課 長		班 長		主任		主任	
死 亡 諸 元		事 由		場 所		日 時		昭 和 年 月 日 時 分		場 面		局 面		役 種		兵 種	
提供者現住所氏名		三 男		邦 人		現 住 所		提供者現住所氏名		留 住 所 氏 名		本 籍 地		純 柄 (三 男)		名 簿 等 の 処 理	
要 項		新 設		旧 設		年 公 月 日 報 昭 和 年 月 日		場 面 ・ 局 面		依 担		依 担		依 担		依 担	
新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等		新 設 施 設 部 長 官 署 へ 申 出 せ る 事 由 等	

未帰還省等の番号

33-29

昭和九年九月

寫

証書

本籍

出生地

頭書の人物

[Redacted]

昭和九年四月一日

高橋小島接在等中、海軍上士同員より、應召し海軍ササ飛行

場、並に中同員が八月十四日、原也が島移動中、敵機の襲撃を受け

全員救助され、我々と共に、小島に在る事、事象を相違、活字、等々

等、明記

昭和九年、八月、日、在、明記、[Redacted]、日、方、時、分、に、所、在、事、件、に、関、連、し、た、南、方

軍、士、隊、員、等、は、海、軍、上、士、同、員、が、受、傷、し、た、事、を、同、部、の、同、僚、が

10-12

と始終 [redacted] 氏宅には従来しるものがあり、

湯 [redacted] 君、唐名所も門出と見送り、却て少くも送る心配と

水も雨雨親と御すたも、雨雨のり

其の戦後、刻々と逼迫し、とて吾病陸部係り、かつ

約十四日、桂山に入迎する、た「かり」の町、道新初、病後を

開演し、のち、ちか同、四、終、た、合、刑、の「つひに」新聞

に [redacted] 天、外、八、名、の、北、列、た、戦、北、の、初、ま、文、展、

[redacted] 心、感想文と、楊、戯、や、れ、た、お、ま、ち、を、取、り、も、り、

計、り、あ、え、ず、ト、ト、求、し、に、何、れ、れ、た、[redacted] 心、の、許、り、行、な、

其、時、の、様、子、を、た、た、事、を、た、た、組、を、我、記、の、情、境、の、り、や、り、

同、口、確、の、り、は、た、た、情、境、の、り、は、た、た、の、小、學、校、校、長、に、た、た、た、

の、合、同、會、の、り、は、た、た、同、物、者、の、り、[redacted] 外、[redacted] 出、身、

の [redacted] 上、等、各、等、六、三、名、を、列、し、た、

定カ [redacted] 志の如き事、會に様、様、要する、又少平、育るとは、若
 に過ぐとの、理、由、で、合、持、を、幾、何、を、と、思、典、に、破、(二)い、水、り、由、
 聞、コ、ニ、と、非、事、に、と、事、に、思、典、を、示、る、も、が、而、後、も、事、
 當時の理、由、の、状、況、と、一、つ、は、志、人、の、少、平、の、子、創、多、く、事、に、差、用、
 せ、水、た、も、が、し、而、後、も、一、つ、は、同、年、此、の、事、古、語、の、理、由、を、一、つ、は、少、平、と、幾、
 此、后、と、一、つ、は、理、由、と、幾、何、と、事、に、一、つ、は、而、後、も、事、
 以上、と、も、事、と、一、つ、は、[redacted] 天、の、我、此、は、事、多、く、而、後、も、事、
 と、天、地、神、明、に、祈、る、と、一、つ、は、理、由、申、上、す、
 以上

昭和二十二年九月十日

敬明 五ノ

本誌

[redacted]

(印)

源右部家 昭和十八年五月三十日

比島浪連家。六一三部隊（南方第十一陸軍病院）に入隊
衛生曹長

昭和二十一年十一月三十日内地帰還 部隊活動中。

表部隊の飛行場にも同工人の加保カン（表部隊）
の治療に派遣された事あり

戦死「カミヤ」 昭和十九年九月三十日
近川地にて了す。

死亡年月日 昭和二十一年 三月 二日
 死亡場所 聖路坊 聖路坊 聖路坊
 死亡時の状況 戦傷死

右の通り通知し、その旨を中絶致し、ます

昭和二十一年 七月 三十日

中	告	者
入籍番号	軍服	海軍軍医職員
本籍地	氏名	
居住所		
所属部隊	佐野海軍部	第一金品羅砲

一 本調査は死没者の集上同録一切を整理するものである
 から慎重に且つ詳細に記入し、ます
 二 他人から同一の事柄は其の旨を是余白に記入し、ます
 下さい
 外地到着八十八人同船、船長一同合意を以て手明

愛媛縣

84

整理番號 4204

不

元海軍軍人現況不明者調書

所轄(昨今年月日)	等	氏	名	生年月日	入籍番號	本	籍	地
二一持根	上機曲日	氏	名			本	籍	地
留守擔當者	妻	氏	名			本	籍	地
既知事項	一、佐世保人事業務課資料 二、世話課(科)資料 三、家族(身寄)承知事項	一、(1)遺骨有無(2)遺留品有無	現	縣	市	町	大字	村
所屬部隊に關するもの	内地歸還年月日 昭和二十三年七月十四日	部	隊	等	級	氏	名	入籍番號
現況不明者個人に關するもの	一、編成の時期及び場所(昭和二十一年八月) 二、内地出撃の時期及び場所(昭和二十一年八月) 三、進出要領	一、本人とは何處で何時迄一緒にいたか 二、その時の本	自昭和二十一年八月	重昭和二十一年八月	日	日	日	日

二一持根
上機曲日
氏名
生年月日
入籍番號
本籍地
現住
縣市町村大字村
105

終 結 處 分	二 段 調 査 以 後 に お い て 報 告 の 入 手 し て い る 情 報	船艦に於ける事故		現況不明の者同一行動		現況不明の者別行動		戦闘の状況	
		乗便 組乗 乗	乗便 組乗 乗	現況不明の者同一行動	現況不明の者別行動	戦闘の状況	戦闘の状況	戦闘の状況	
(公)	佐世保人事業務課にて判定	北陸丸	昭和九年四月一日	出港地及び年月日 (四) 寄港地及び年月日 (四) 便乗者の所轄、軍人、軍属別員数	昭和九年四月一日	八、離脱の状況 (六) 離脱者の数 (四) 離脱者の数	七、終戦後の状況 (六) 終戦後の状況 (四) 終戦後の状況	五、交戦(被害)の状況 (四) 空襲 (四) 陸襲	三、同行の概要 (四) 出港地及び年月日 (四) 寄港地及び年月日 (四) 便乗者の所轄、軍人、軍属別員数
(明)									
(不)									
(生)									
復員									

105-10

死歿者圖書

本籍地

籍姓所

所屬部隊

入團年月日

姓

名

生年

死年

死月

死日

死時

死因

佐世保海軍運輸部

昭和十六年

三月

軍属

昭和十六年

三月

佐世保

昭和十六年

三月

佐世保

昭和十六年

三月

佐世保

昭和十六年

三月

佐世保

昭和十六年

三月

佐世保

昭和十六年

三月

佐世保

昭和十六年

三月

佐世保

昭和十六年

三月

佐世保

第四三海軍工作部現地探用正員調書

編年
月
日

二等五級

本籍地

現由所

探用前

略歴

採用年月日

給料(日給)

田時

場所

現職者

職名

職名

職名

職名

職名

職名

職名

職名

記事

記事

記事

記事

記事

記事

記事

71-11

死後者新書

[illegible]

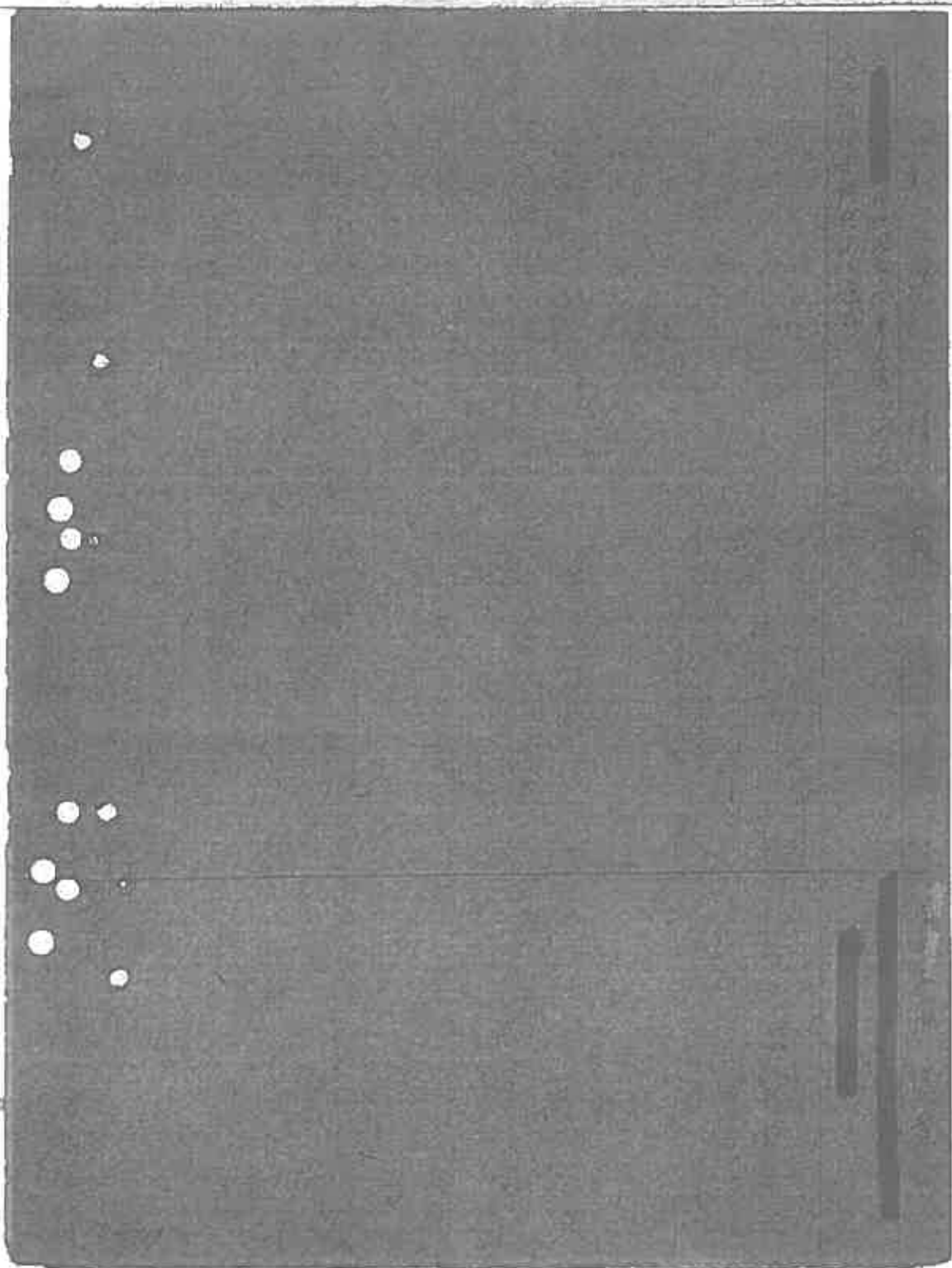
159
165

備考

入籍番号

① 本欄書「即」字は、所屬地等、其地方復興局、人等、如表、完納、
 ② 異種、在籍、持務、土、地、主、店、主、店、主、店、主、
 ③ 同、右、縣、人、分、別、他、右、縣、主、身、持、主、記、載、
 ④ 取得、シ、ル、範圍、に、於、テ、主、得、主、得、主、得、主、得、
 ⑤ 他人、の、團、キ、テ、承、知、シ、テ、主、得、主、得、主、得、主、得、

宣 眞 貼 封	明 正 德 二 年 五 月 二 十 日 奉 旨 賜 與 一 等 功 牌 一 面	管 與 金 牌 一 面 賞 給 銀 一 百 兩
宣 眞 貼 封	宣 眞 貼 封	宣 眞 貼 封
宣 眞 貼 封	宣 眞 貼 封	宣 眞 貼 封



[illegible]

4.

69032

現況不明者消息調査依頼票 (四一〇一三〇) 是地方復興事務局建設部役員業務課係係取

申告者

現住所

元等級 二 菅氏名

本籍地(現住所) 等級氏

入籍番号

入籍番号

本籍地(現住所) 等級氏

入籍番号

入籍番号

姓名

同上

年 月 日

新設年通測標

入籍年月日

18 7 31

参考事項

本人は横通線第三回電測新海習修了後、新動光の石明のり、
中承知のり、可なり七枚のり、

現況不明者消息調査依頼票 (四一〇一三〇) 是地方復興事務局建設部役員業務課係係取

姓名

同上

年 月 日

新設年通測標

入籍年月日

18 7 31

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

国

人

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

北條場合は、昭和十九年九月九日午前二時十五分

28.10.26 受

28-23

上心在存御世何如

五律 登樓 丁巳年三月三日 吳昌碩

穆通叔
 皇同父復來
 穆通叔
 皇同父復來
 穆通叔
 皇同父復來

年二時不若

[illegible]

考へ共、行跡を以て心して波瀾あり即ち多人数に由る人居たり
 かマ平直にして別し考へて語らば知れ人々の不知

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

100

10

（ハ）本縣吳淞區內各市、鎮、鄉、吳地方復員務處理部復員業務課優待係充當す。

卷之十一

(註)

④ 知得事項は推定でも結構ですから細大をなく記述して下さい。
⑤ 消息は確証がないか他人から得た知得事項であつても必ず記述して下さい。

死没者調書

水籍地

現住所

所屬部隊

團年月

官等級

軍階

死没年月日

死没場所

死没原因

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

[Redacted]

第十支隊屬隊

昭和九年七月一日

氏名

生年月日

昭和九年八月十一日

死没原因

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

死没時状況

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

右申告

昭和 年 月 日

申告者	本籍地	現任所	本籍地	官等職	海軍水兵長
氏名			第...番隊		
				全務番號	

備考

一 本調書に部隊長又ハ後務取扱者等ニ於テ吳地方復興局人事部長宛通報ニ非ズル認識モ付記載又

二 吳鎮在籍者ノ持務上官准士官下士官兵ニ付記載又

三 同府縣人ニ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載又

四 夫得テハ範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載又

五 他人ノ開示ヲ承知シテ是事ノ項ニ各當該欄ニ相手方ヲ記載又

六 送付先

吳市

吳地方復興局人事部長宛

496-10

葬 墓 所 記 事

本 姓 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

入 國 年 月 日

官 職 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

所 居 所 氏 名

癸卯年正月十一日

本經
現存
所見
所見
所見

海軍一等水兵

入
類
卷
五

通平水

漢書卷之九十五

日本書紀ハ聖武天皇又ハ弘明中御宇等ニ於テ皇極方復員局入事記要宛
 國勢似在難ノ勢衛主官、准士官、下士官、兵士付配被ス
 國同族諸人ハ勿論他庶協出身者出、就テモ配被ス
 國知得シテ元弘四年ニ於テ出來得ル以リ詳細ニ配被ス
 國他人ヨリ降平ヲ承知シタル要頭ハ各當該所ニ相尋方テ配被ス
 外邊位先

與前

吳地方領典局人事關係圖

43765

本署地

現任所司

所屬部隊 第十六警備隊

昭和十九年七月一日

官等 海軍一等兵

昭和十九年八月十一日

赴任 遂次増強

勤務 概要

昭和十九年九月九日

戦死認定

中華民國十九年九月九日
 公一海峽附近

年 月 日

籍地

現任所同

右

所屬部隊

第十六旅營務處

官等級 海軍水兵長

氏 名

[Redacted Name]

八籍番號

[Redacted Number]

備考

一本調署以部隊長又發務取教者等吳地方復員局人事部長規定通報之責任者於下知得之予及下訓記子之符記載又

(一) 吳鎮在籍特務士官准士官下士官兵二行記載又

(二) 同府縣人勿論他府縣出身者之就天記載又

(三) 知得之符記載又

(四) 他人之符記載又

前書

相達

說明

昭和十九年九月九日

公一海峽附近

[Redacted]

4046

死没者

本籍地

現任所

所属部隊

入團年月

官等級

内閣府

戦地到着年月日

戦死時状況

戦死年月日

戦死場所

戦死原因

戦死時年齢

戦死時職

戦死時服装

戦死時武器

[Redacted]

右全

第10大警備隊

昭和十九年八月十一日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

昭和十九年九月九日

281

昭和十一年八月三十日

申 本 籍 地
苦 縣 知 事
者 氏 所 屬 部 隊 第 十 大 警 備 隊

右 令

官 等 級 水 兵 長
入 籍 番 號

備 考

(一) 本 縣 高 級 部 隊 長 又 八 殘 勢 取 扱 者 等 於 吳 地 方 復 員 局 令 予 部

隊 通 報 非 但 認 知 之 事 行 記 載 又

(二) 吳 鎮 在 籍 特 務 士 官 在 士 官 下 士 官 兵 行 記 載 又

(三) 同 府 縣 人 勿 論 他 府 縣 出 身 者 就 之 記 載 又

(四) 知 得 之 事 記 載 又 詳 細 記 載 又

(五) 地 方 官 吏 承 知 之 事 項 各 當 該 欄 相 手 方 行 記 載 又

吳 地 方 復 員 局 令 予 部 死 歿 者 係 宛

521-10

42046

217号

41715

前文は免れりませ

其の事より何の事なりともなす日

の事と推察するに陣をいれざる日

南方より無事にて引揚げて帰りし日

一は数々十九年七月一日吳海兵団に入団なり

仲よく大奉公なりと居りし日八月十日轉

勤しなり翌年十一月臺岡丸に便乗し

船中も面白く海南島に上陸し日と夢を見つゝ九那

台島も無事に通過し航行中難所と云われ

バシール海峡にて道難し海防艦に救助され

ルソン島北岸に上陸し陸奥呼ぶを愛せ

時 石の次女は見かけられず若く見れば

281-10

バジ―海峽にて豪北を戦死をなされた
 事と思ひます。松方侯爵のたのめですが、
 の如く云々事なれば、
 以て、雲の上と旅しやます。先は、何處方、
 まて

二ノ子

極内

387-11

35629

持後者續之候所處居事不達中上州より訪當有出信
持後者續之候所處居事不達中上州より訪當有出信
前以留守宅出報致しまた處子宛に何の便りも無
き事候所神佛祈り居りて又處所からの便りと訪見
下され宮日驚愕沙移子沙月情に堪えもせん。此後早速
後多後通信くま前止め所かよ連て居りてなが入国當時
より其身の兄弟の病と親しく致し居り。出家の際も二人は
何方が不幸に遭ふやとも無事にて居りてか家庭への通信
はやうやう同じ書る事と思ひ出し後れを承り通信致し
移り居りて誠意居る事。

向一確実なる情報(消息)は何れ(何處)にまで知れり事。
此等知悉先年九月より十年前まで便事能く豊洲丸連通

15629

No. 8

は沈みながら進行を続け、居るゝた第三弾二挺命中に命中し、進行停止、機部の儘いゝ除々に沈み、其の時甲板の便所に行き居るが、一弾命中するや急いで海中に投身致し、た。君は五挺倉に於て居り、た。市、五挺倉船倉は魚雷爆発と同時に水が入り、た。出向も何うする事も出来なかつた。其の時の救助船は沈没迄釣要分間位であり、た。其の時の救助船は第一号海防艦、第二号海防艦であり、た。其の二度に遭難者全員の収容致し、た。後、復員後復員部の方へは連絡は致し、た。和子十六警備隊入隊後、一帯有るの内阿等、九月九日遭難者として入隊した事、た。

103-24

35-629

右第一報中 上中下等

昭和十一年四月五日

北投警察署 三輪村長

[Redacted]

殿

[Redacted]

101-25

考調書

本籍地

右二周

昭和十九年七月一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和十九年八月十一日

昭和二十二年二月一日

本署

本籍地

部員

全石

所屬部隊十警備隊

氏名

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

水長

備考

一、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

二、責任者及部長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

三、要領在籍特務士官下士官兵等

四、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

五、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

六、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

七、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

八、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

九、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

十、本署本部隊長及副隊長等官署長官及通稱人等部長及通稱人等

507-10

昭和二十三年九月十四日沈没人オウリ一ノ七五。

二曹 利青

死没 音 調 査

本籍地

現住所

所属部隊

入團年月日

等級

内地陸海空

外地陸海空

勤務の概要

死没又は受傷年月日

死没又は受傷場所

死没又は受傷原因

（以下不詳）

陣中 第三十三信義隊 第三十三特別根據地隊

昭和二十三年一月

二曹

内地陸海空

外地陸海空

（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

昭和二十三年九月十日 新潟北に推定

九月九日（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

（死没又は受傷年月日）
（死没又は受傷場所）
（死没又は受傷原因）

死の場所
 死の時
 死の状況
 右の通り承知してゐますから申告致しゝます
 昭和二十五年九月十一日

申告者	本籍地	現住所	所属部隊
入籍番号			第三十三通信隊
等			昭和二十五年九月十一日

本調書は死没者の身上関係一切を処理するものであり、よすから慎重に且つ詳細に記入して下さい
 他人から聞いたり承知した事項、其の他参考となるべき資料は、その旨、詳細に申し記入下さい

昭和二十一年八月十日

昭和二十一年八月十日

申告書

入籍番号	等級	氏名
本籍地		
現在所		
所属部隊	此方より三日座船中にて暴行被害を受けたと申し立てる	

備考

一 本調査は死没者の身上関係一切を処理するもの
 であるから慎重に且詳細に記入して下さい
 二 他人から聞いた事柄は事実の旨を明記し
 三 給自に記入して下さい

署名

官中 市役所 金井 外郎

官中 市役所 金井 外郎



本籍地

現住

所屬部隊地島 丁丁三郎隊 支那政府 船中 船中 三原 德丸 船中 成也

八國年 昭和十八年九月

官等級 上等 永年 在等月日

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月

光緒二十二年五月十日

光緒二十二年五月十日

本籍地

現住所

所屬師隊

官等級

軍屬

姓名

[Redacted]

八等書院

備考

一、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

二、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

三、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

四、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

五、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

六、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

七、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

八、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

死 燈 者 暗 矣

姓名 〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
 生年 〇〇年 〇月 〇日
 住所 〇〇〇〇
 職業 〇〇〇〇
 備考 〇〇〇〇

長壽縣志

長崎縣

1717

内記云、元月、
日、場所、
人、は、
()

本人からの
最後の通信

留守担当者

佐八持

(新令年習)

軍人現況不明者調査書

等級

氏

名、生年月日、勤務所

現

位

地

工兵長

氏

名

父

同

氏

前

家族の承知してゐる情況

最近の「情報」

左記日附

部隊番号

受領年月日

検閲者印

内容

備考年月日

備考場所

備考備考

備考備考

備考備考

備考備考

備考備考

備考備考

備考備考

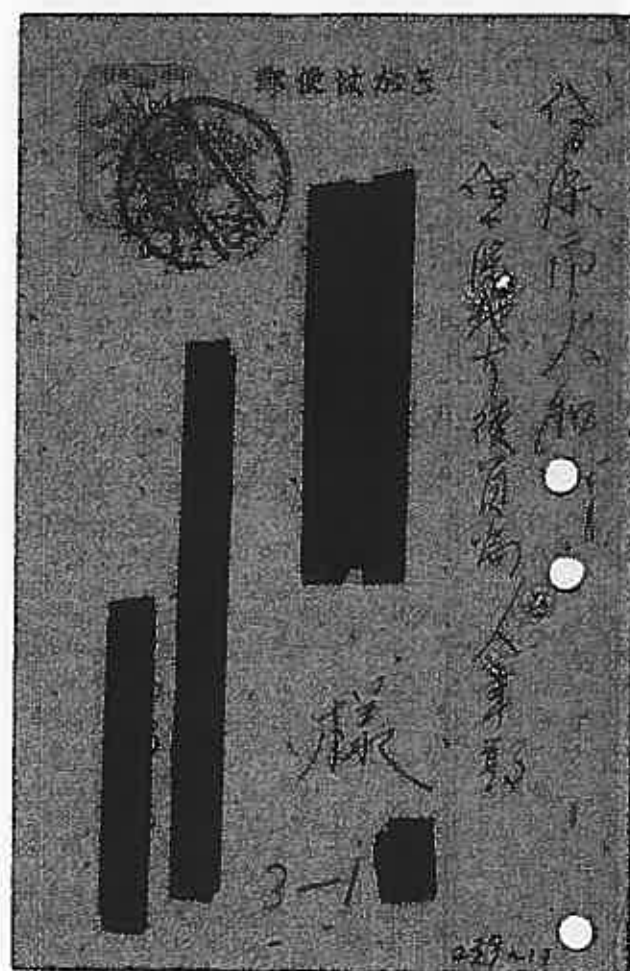
備考備考

(別紙は、()係)

昭和十九年八月十三日、佐世保駐在
同日、キリ、()、
民衆、同年九月、
バシー、海峡の中間に於て、
遭難

279

乙卯年八月廿一日



平成五年六月六日

佐世保地方援員局御中

本日佐世保人第百一號 三三 洋に付て

沙明合裁をせしむ

昭和五年十月二二日 佐世保地方援員局御中

上記の如き佐世保地方援員局の御中へ

何日頃迄の間に沙明合裁をせしむる事あり

すなわち平成五年五月頃迄にせしむる事あり

佐世保地方援員局の御中へ

佐世保地方援員局の御中へ

佐世保地方援員局の御中へ

長崎縣

No.

作世保優員局に私のお伺ひを
お尋ね致し、その旨を仰せられ
此の度の法照會と致すに改められ
何卒一日九早に法照會よりご連絡の
方へ御知照の事様、私のお伺ひも御願
致し、可なり。
意在古庫信員局に戦没者調査を
おこなう有りませう。

別紙調査同封致し、可なり。

49805

本籍地

現任所

所屬部隊

入國年月日

官等級

内地渡海

戦地到着年月日

勤務概要

元、後、著、謝、書

右同

部隊

役種 水兵

兵種

昭和十九年四月廿七日 吳出港

昭和十九年五月一日

防空隊砲員

第九十四防空隊

一番砲二子戦死

昭和十九年九月十四日ミダナ才島バタ

右申告

具報

本籍地	右同	官軍級	海軍二等兵曹
現任所	部隊	入籍地	
所屬部隊			
氏名			

備考

- 一 本調書ハ部隊長ハ殘存取扱等兵地方復員員會本部長ハ通報ハ責任者ハ知得ハス下ニ認ルモ付記載ス
- 二 吳鎮在籍ハ特務官ニシテ下ニ認ルモ付記載ス
- 三 因在籍人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス
- 四 知得ハル範圍ニ於テ出來得ル限リ詳細ニ記載ス
- 五 他人ノ聞テ知ルハ各當該欄相テ方ヲ記載ス

海軍津市上流町

津地方復員人奉部及

72

現報證明書

查某處（作廢料見習三）

一戰死

一查獲於月日 昭示九年四月十一日入隊

一查獲於月日 昭示九年四月十一日入隊

（通緝名單此四日詳錄）故投送署 長府是什（四）

一戰死於月日 昭示九年九月十四日入隊

戰死於月日 昭示九年九月十四日入隊

戰死於月日 昭示九年九月十四日入隊

戰死於月日 昭示九年九月十四日入隊

一查獲於月日 昭示九年九月十四日入隊

昭示九年九月十四日入隊

昭示九年九月十四日入隊

昭和十九年九月十四日

又令

〔黒塗り〕

〔黒塗り〕の状況調査の概況を紙に記す。

昭和十九年九月十四日午前十一時

一場所

〔黒塗り〕の状況調査の概況を紙に記す。

二本所の状況調査の概況を紙に記す。

三三持別據地隊 三三警備隊司令官阿持設馳潜艇八代九

一戦況の状況

九月十四日、本方面より船隻護送して、本方面へ港内航走し、本方面に同着した。

〔黒塗り〕の状況調査の概況を紙に記す。

〔黒塗り〕の状況調査の概況を紙に記す。

〔黒塗り〕の状況調査の概況を紙に記す。

〔黒塗り〕の状況調査の概況を紙に記す。

一道路状況の概況

35

敵機退避後（四時後）先鋒機付随する自衛隊病院に送り戦死者
ハバルクナヘ名義登録より千五百米位離れた椰子林に火葬す。
艦は同日直ちに西シムルノール方面修理場へ廻航したため遺骨は整備隊
にて保存。

（サンゴヤン島に上陸した後アムルム軍上陸より一週間前）に遺骨は内地に
向け送りれるはずす。

一戦死者を知りし場所を記す。

一 三十三号機隊長 [黒] 大佐 [黒] 其の後戦死

二 砲塔艇ハバルクナ長海軍少曹長 [黒] 六月

三 砲塔艇ハバルクナ長 [黒]

四 砲塔艇ハバルクナ長 [黒]

住所 [黒]

一 昇航海士

以上の方々を主に戦死者の状況を知つて居られます。

3.

河原大蔵の降
改められた。又、大蔵改められた。
お是以下四巻で（すう）は自分も

大抵自分を知り居る所、右に記し、その事をする。

此道族橋に、誠は、心気、あいたん、各長は、戦死し、ぬる事、は、は、つ、

り、この事を、あ、つ、つ、

あ、つ、つ、一、流、に、同、名、の、調、査、を、し、い、り、進、ず、す、お、は、戦、死、し、い、り、

有、難、事、と、な、り、い、り、

青、解、り、ま、ね、る、所、を、あ、つ、つ、い、ま、り、あ、つ、つ、い、ま、り、あ、つ、つ、い、ま、り、

最、後、の、折、り、あ、つ、つ、い、ま、り、あ、つ、つ、い、ま、り、あ、つ、つ、い、ま、り、

才二復員課長殿

二十二年七月二十四日

36-19

取認證明書

佐世保海軍運輸部所屬

一 徵用年月日 昭和十九年八月一日 佐世保海軍運輸部所屬

一 内地運送云々 昭和十九年八月一日 佐世保海軍運輸部所屬

一 戦死年月日 昭和十九年九月五日 佐世保海軍運輸部所屬

右取認候也 佐世保海軍運輸部

横濱

昭和十九年九月

佐世保

68065

134

申請書		現職者の上の資格		職所	本
職名	所屬	二級師範校卒業	初級師範校卒業	局長	地
	三気象	才気象隊所屬で四天海丸に乗組員として十九年九月から十月頃スラバヤよりフィリピン途中遭難して上陸し		上下	方面
		ハルバヤ 11-26		比	南西
		現職不明		三気象	部
		二等			

昭和十九年九月十九日 三気象 才気象隊所屬で四天海丸に乗組員として十九年九月から十月頃スラバヤよりフィリピン途中遭難して上陸し

死没者調査書

本籍地	[Redacted]		
現在所	右本籍に同じ		
所属部隊	高雄警備隊 (空軍) マラ海軍運輸部		
入隊年月日	昭和十六年十一月九日	役種	軍属 兵種 船長
等級	雇員	氏名	[Redacted]
出生年月日	昭和十一年四月十日	出生地	高雄港
入隊時年齢	五歳六ヶ月	入隊時所在地	マラ
勤務場所	軍需物資現地輸送 業務令任務		
死没年月日	昭和二十二年十月十日	死没場所	マラ海軍運輸部 戦死
死没原因	マラ海軍運輸部 戦死		

右力通り承知し、お多から申上り、お多の遺体を受領し、

昭和二十二年 七月 二十四日

申告者の	入籍番	[Redacted]
	本籍地	[Redacted]
	現在所	右本籍に同じ
	所属部隊	高雄警備隊 (空軍) マラ海軍運輸部 マラ支那派遣

一 本調査書は死没者の身上関係一切を処理するの
 二 でお多から慎重に且詳細に記入し下す
 三 他人から聞いて承知した事項は其の旨を調査の
 四 録白に記入し下す

昭和二十二年五月十五日

北支隊の取組
ありし北支隊の取組は東四の敵兵を自保未帰還

古の通り承知しつゝおまへから申着致しませう

昭和二十二年十二月八日

等級元海軍大尉 氏名

中	入籍番号	
告	年籍地	
者	現住所	
の	所属部隊	戦中第三二飛行隊 飛行隊長 (当時)

一 奉命書は宛先者の身上関係一切を処理するものとし

此照の録細に記入しなす

一人が馬関の承知した事項、其の他、其の

未だ録細に記入しなす

書類、複製、そのほか、資料、ナリ、一、新記録、依り、右、通り

判明しなす

156-10

65-414

現況不明者
調查依頼票

吳地方糧食局人事部

己丑年九月九日

申告者
元等
魏佐所

无等超

大尉

氏名

藉

五

等類

免

名

入籍番號

本

所轄石

卷一 五

同
癸巳年
月
日
上

九

11. 11. 11.

特校章兩枚(錯)

團

九

人

參
考
事
項

昭和十九年十月十八日

死場所

比島マハラカト航空基地上空

死歿

激要戰の存コウカト基池後進午前
九時頃、カウラン約三枚と交戦その際
自爆あり。

11

(一)戰後各行方不明年月日及其場所又其地境之明確に知得ざるは亦陽合處推定之を結構で

あまがら努めて記註をのべておこす

心證を確證せぬが他人から得た知得書状のあるは必ず託託をいふまい

日本票以外は戦後現金表未着者を調査し、の際に追記を下す。

帝 吳興復貞周人帝部 履歷 苑選 下

63

12-9-15

69531

現況不明者消息調査依頼票 (三十三) 年十二月七日

其地方復員局人事課履歷A班

申請住所

本署級大尉 氏名

本署

地

等級

氏名

名

入籍地

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

昭和十九年

十月二十日

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

戦死

此殿の状況
高座より東殿の奥にありて本場置修修
不厨

金庫蔵とて金庫蔵の事
飛曹長

此の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

修修の蔵は先年より金庫蔵
修修

66003

英人第五排 九六〇七三

現況不明者消息 調查依頼票 (一九一一年九月二日)

吳地方復員局人事課

中 現住所
青 氏名
本 籍地
等級
氏名
入籍者部

本 籍地
等級
氏名
入籍者部

所轄名 三三根
昭和九年八月
特設軍警電信
八月

参考事項
(註) 以系方面(セカス) 昭和十九年十月末頃迄近海兵
勤中敵機ヲ襲撃中受ケ 概ニ若ク戦死ノ様子

死没年月日 昭和九年十月末頃
死没場所 多摩川河川
死没状況 戦死
他 其
(註) 戦死
命ヲ失フセリ島近海防衛中戦死
昭和十九年十月末頃迄近海兵
勤中敵機ヲ襲撃中受ケ 概ニ若ク戦死ノ様子

一 戦死又は行方不明年月日及び其死没場所又其死没状況を明確に知得し者あり其場合日推定
二 消息を確知し其死没年月日及び其死没場所又其死没状況を明確に知得し者あり其場合日推定
三 本票以外に戦死分表未済者あり其場合日推定
四 吳中吳地方復員局人事課 御座座宛送下す

宮崎

整理番號 220		所轄(詳今年月日)		等 級 氏 名 生年月日 入籍番號 本 籍 地	
留 守 擔 當 者		上 飛 曹		縣 市 町 村 大字	
既 知 事 項		一、佐世保人事 業務課資料 二、世話課(利) 資料 三、家族(身寄) 承知事項		一、(イ)遺骨有無(19.7.10 歿。王) (ロ)遺留品有無()	
情 報 地 域		内地歸還年月日		部 隊 等 級 氏 名 入籍番號	
報 告 者		昭和 年 月 日		三〇二六二 上 飛 曹	
所 属 部 隊 に 関 する も の		これ以上詳細且つ正 確な情報があるときは 別紙に記載すること		現 況 不 明 者 個 人 に 関 する も の	
一、編成の時期及び場所(昭和 年 月 日 於) 二、内地出隊の時期及び場所(昭和 年 月 日) 三、進出要領		一、本人とは何 處で何時迄一 緒にいたか 二、その時の本		自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	
取 事 知 既		一、(イ)遺骨有無(19.7.10 歿。王) (ロ)遺留品有無() 二、(イ)遺骨有無(19.7.10 歿。王) (ロ)遺留品有無() 三、(イ)遺骨有無(19.7.10 歿。王) (ロ)遺留品有無()		取 事 知 既 一、(イ)遺骨有無(19.7.10 歿。王) (ロ)遺留品有無() 二、(イ)遺骨有無(19.7.10 歿。王) (ロ)遺留品有無() 三、(イ)遺骨有無(19.7.10 歿。王) (ロ)遺留品有無()	
現 住 所		現 住 所		現 住 所	

15-17

船艦に於ける事故		現況の戦闘動行	
乗便	事故の要	同行一同の者明不況現	同行別と者明不況現
一、艦船名 二、行助の概要 三、行助の概要 四、出港地及び年月日 五、寄港地及び年月日 六、便乗者の所轄、軍人、軍属別員数 七、事故の原因及びその年月日 八、事故発生時の位置及び被害の状況 九、救難の状況	一、艦船名 二、行先 三、行助の概要 四、出港地及び年月日 五、寄港地及び年月日 六、便乗者の所轄、軍人、軍属別員数 七、事故の原因及びその年月日 八、事故発生時の位置及び被害の状況 九、救難の状況	四、現地に達時期及び場所 五、交戦（被害）の状況 六、終戦時の状況 七、終戦後の状況 八、降参の状況	四、現地に達時期及び場所 五、交戦（被害）の状況 六、終戦時の状況 七、終戦後の状況 八、降参の状況
一、艦船名 二、行先 三、行助の概要 四、出港地及び年月日 五、寄港地及び年月日 六、便乗者の所轄、軍人、軍属別員数 七、事故の原因及びその年月日 八、事故発生時の位置及び被害の状況 九、救難の状況	一、艦船名 二、行先 三、行助の概要 四、出港地及び年月日 五、寄港地及び年月日 六、便乗者の所轄、軍人、軍属別員数 七、事故の原因及びその年月日 八、事故発生時の位置及び被害の状況 九、救難の状況	四、現地に達時期及び場所 五、交戦（被害）の状況 六、終戦時の状況 七、終戦後の状況 八、降参の状況	四、現地に達時期及び場所 五、交戦（被害）の状況 六、終戦時の状況 七、終戦後の状況 八、降参の状況
一、艦船名 二、行先 三、行助の概要 四、出港地及び年月日 五、寄港地及び年月日 六、便乗者の所轄、軍人、軍属別員数 七、事故の原因及びその年月日 八、事故発生時の位置及び被害の状況 九、救難の状況	一、艦船名 二、行先 三、行助の概要 四、出港地及び年月日 五、寄港地及び年月日 六、便乗者の所轄、軍人、軍属別員数 七、事故の原因及びその年月日 八、事故発生時の位置及び被害の状況 九、救難の状況	四、現地に達時期及び場所 五、交戦（被害）の状況 六、終戦時の状況 七、終戦後の状況 八、降参の状況	四、現地に達時期及び場所 五、交戦（被害）の状況 六、終戦時の状況 七、終戦後の状況 八、降参の状況

戦死報告書

37 故海軍二等兵曹

右 [redacted] 昭和十九年十月二十五日午後五時五十分

馬支海峽洋上、戦中、敵機に撃たれて死亡したと推定され、その旨を

致し、上記の通り通知申渡すこと

昭和二十一年一月五日

三浦海軍模範園長

下里村長殿

本人履歴

昭和十七年九月一日 大竹海軍国入団

昭和十一年一月二十日 特設掃海母艦 永興丸 第紀

昭和十一年一月二十日 永興丸 印公洋二 於下波没

八月廿 吳海島 二 送務 (於昭市島)

十月廿 吳田二 向フ (君川丸 便乘)

十月廿 便乘丸 君川丸 馬支海 沈二 於下沈没

君川丸 戰中 報告 通二 [redacted] 戰死

昭和十一年十月以降 永興丸 沈没 務理 班 吳艦 船沈 務理

班 [redacted] 沈没 (二 於下 [redacted] 戰死 報告 上 情

當時 永興丸 沈没 視 其 二 二 凡

務理 海島 棧 園 長 官 長 [redacted]

右 記 明 示

十三

408-10

死後有調書

本籍地

現任所

所屬部隊 第一〇三聯隊 輸送艦

入團年月 昭和十九年十月五日 役種 機關兵 經機關兵

官等 級 要務局長 氏名 入籍地 關西

内地港より上陸年月日 昭和十九年五月

戦死年月日 昭和十九年五月

機材兵員輸送

戦死時状況

本大田に在りしところ、敵機襲撃を受け、機材兵員輸送中、敵機に襲撃を受け、戦死した。

戦死後遺体

病名(受傷部位)

発病(受傷)日

戦死時状況

昭和十九年十月五日、第一〇三聯隊、輸送艦に搭乗中、敵機襲撃を受け、戦死した。

昭和二十一年十月十四日

本籍地

現住所

石全

所屬部隊

重三子輸送隊

官等級士重曹

氏名

[Redacted]

入籍番號

[Redacted]

備考

遺失三子輸送隊重三子輸送隊事務

(一) 本調書ハ部隊長又ハ殘勢取扱者等ニ於テ吳地方復員局令等部

長宛通報シ非ハ上記ナルモノニ付記載ス

(二) 吳鎮在籍時勢上官在士官下士官兵ニ付記載ス

(三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ハ亦記載ス

(四) 知得ル此範圍ニ外ニ生来籍地ハ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヨリ聞テ知ルモノハ亦記載ス

(六) 遺失先 吳市二河公園内

吳地方復員局令等部死没者係宛

姓名

[Redacted]

此處ハ姓名勿論テ又ハ入籍番號ニ上陸

死政者調書

本

現任

所屬部 第百貳拾五配管隊等十八日 衆凡

入國年月日

明治三十二年一月一日

及任現

役 兵糧衛生兵

官

軍醫

兵

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

所屬部

第百貳拾五配管隊等十八日

附方
太
平
四
八

右全

白鹿洞學堂
第十八日東凡

海軍上將大將

天
在

端考

一、本國之法律，長久以來，收效甚微，與地方官吏，向人索取，及因陋習，

香江子於己知得下以多之恨
 五七〇、五八何記哉丁

行新時之宜下土之民於下
記載

論他府州出男者以就之也記幾可

一知
國以於了必果得之衆之靜靖記其有

二、事項の進捗状況

六通一貫
仙山上帝
開闢地亦
就部華漢
漢漢

25870

42766

死没者調書

本籍
現住
所

所屬部隊

大秋田丸

入團年月

昭和六年三月

役種

兵

林

官等

曹

氏名

[Redacted]

籍貫

[Redacted]

戦没年月日

不明
台湾高尾山突撃戦中
昭和九年七月

勤務概要

輸送部隊長

奉命要領年月日

病死(要領部隊)

終焉(要領)年月日

戦死(要領)年月日

戦死(要領)年月日

右申告人

486

本
纂
地

理在斯

所歷

...

卷之五

本調署部務處又任殘務收報者等三於戶吳地方復員局人事部

是死通報シ非ズト認ルモノニ付訖載ス

吳鎮在籍特帶士官准士官下士官兵各付記載及

同封豕人勿論他封豕豕身者二就于之記載不

知得此真蘊三於乎出來得此眼力詳細三記載不

他より聞きたる事項は各當該欄に相子方記載す

咏梅

吳地產糧局人事部長宛

現認證明書

本籍

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生

右の者は昭和拾七年四月比律賓群島セブ島において海軍本部
[REDACTED]部隊の兵員として徴用され其の後[REDACTED]部隊の
転戦と同時に碇泊司令部[REDACTED]部隊に編入され
昭和拾九年拾月頃セブ島よりシニ島へ糧秣輸送中
米軍の空襲に遭ひシニ島オルモックに上陸敵と
交戦中戦死す。

右相違なきことを現認す

大正五年十一月十四日

現認者

[REDACTED]

[REDACTED]

現認者

[REDACTED]

[REDACTED]

1936

死没者調査書

本籍地	現住所	所属部隊	入国年月	官等級	内地出生年月日	外地到着年月日	勤務概要	受傷年月日	受傷部位
	全	佐世局気付イ二三イ六一二八(昭南通信隊サバン分遣隊)	昭和九年六月	海軍兵曹	昭和十六年二月東京羽田飛行場、航空便にて来	今年三月一日	米國盤谷、大日本帝國大使館付海軍武官室書記として赴任 昭和十七年八月海軍便で昭南島に到着、昭南サバンに勤務 中十九年八月横須賀通信学校に歸郷、今セシル	昭和十九年十一月二日。二重受重傷	沈没(海難死)
			現役	兵種 通信水兵(電信)					

戦死時状況

サバンヨリ横濱方面へ向進中、十一月一日マニラヨリ浅海に便乗出港、近敵潜水艦、襲撃を受け、二日午前二時頃魚雷命中、乗組沈没、計八人組、木片に懸り、泳ぎを止し、荒波、ノミ、岸、高敷、浅岸、此、疲弊、二日午前二時頃敵艦、襲撃、大波、ノミ、岸、高敷、浅岸、此、疲弊、リ、モ、泳ぎを止し、荒波、ノミ、岸、高敷、浅岸、此、疲弊、タリ、其、後、十分、リ、私等、一、船、上、リ、助、カ、リ、見、ル、コト、得、ス、昭、南、ヨリ、二、人、此、處、迄、帰、リ、ニ、陣、念、タ、リ、逃、ニ、戦、死、シ、タリ

死年月日時刻場所

昭和十九年十一月二日午前二時頃台湾高雄ヨリ三市港、地兵

右申告ス

昭和二十一年四月十三日

氏名	所属部隊	現住所	本籍地
	鎮守府軍通信隊夏屋金勝	全	
	官等級		
	海軍兵曹長		
	入籍番号		



記 票	須 息	略 應	詳 用	詳 用	詳 用	詳 用
昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日
昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日	昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日 昭和十一年四月一日

附片

籍地	現任	所屬部隊	入國月日	等級	年	月	日	職務	姓名	備考
[Redacted]	[Redacted]	海軍部警備隊	昭和五年三月一日	上等兵	昭和五年八月十四日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	德島縣	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	神充兵	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

昭和五年五月五日

昭和五年五月五日 午三時十分頃

船名 水産

便乗船 勝浦丸 船主 本船員ニシトナリ

船の通り 船主ニシタマフ所 申告致しませう

昭和三年 三月 五日

中 入籍金

等級 二等 月 氏名

省 新潟

右同

の 現住所

舞子村

所属部

舞子村

一 本籍者に船主者の身上関係一切を承継するものがあるから慎重に且つ詳細に記入して下さい

二 他人から聞いたり承知した事項其の地味をいふべきは資料によらずに本人の口から記入して下さい

50849

50847

本籍地

同右

海軍島第十天警備隊

昭和十九年三月一日

水

十月四日

吳港飛(海軍丸乘船)

十月二十二日二十三日到着十月二十三日着海軍島向航行中遭難

勤務概要

從前(履歷)年月日

兩名受僱部位

昭和十九年三月一日

及場所

昭和十九年十月十五日午前三時

又三ノ海軍島同右

海軍島中(海軍丸乘船)

海軍島中(海軍丸乘船)

氏 所屬部 隊

海軍島部十五號隊

右 同

水兵長

一 本朝書は部長又は残務取扱者等異地方復員局人事部長先通知す

責任者に於て知得しあり既に認めらるるものには記載す

二 英領在籍特務士官下士官兵に付記載す

三 同邦縣人は勿論他府縣出身者に就ては記載す

四 知得しある範圍に於て出来得る限り詳細に記載す

五 他人より聞きて知得しある事項は各該據に相手方を記載す

六 先行先 周市上伊福 周市方延部 若二復員課

275-10

49859

死者調査

本籍地	現在所	所属部隊	入国年月	官等級	主計兵長	勤務概要	戦死年月日	戦死場所	戦死原因	戦死場所	戦死原因	備考
[Redacted]	[Redacted]	兵務局支隊下四二七四三二五分隊	昭和十九年三月一日	主計兵長	昭和十九年三月一日	[Redacted]	昭和十九年三月一日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

昭和五年二月十日

本籍地	現在所	所属郡縣	氏名
	在日	第... ...	
		官等、級、俸、一、主、營	入籍番號

備

考

一、吳鎮守府在籍、特務士官、准士官、下士官、兵、係記載、
 二、庶務、庶人、分給地、府縣、主、身者、付、付、記載、
 三、知得、元範、則、於、出、兼、得、限、詳細、記載、
 四、他人、間、字、以、知、元、事項、各、當、該、欄、欄、手、方、記載、

一、

47299

死役者調書

本籍地

現住地

所属部隊

入團年月

官等

内地渡出年月

戦地到着年月

戦死年月

戦死場所

戦死原因

戦死時状況

戦死時年齢

戦死時性別

戦死時職業

戦死時備考

[Redacted]

事十五警備隊

昭和九年七月一日

二等兵

昭和九年八月十日

八月十日

八月十日

八月十日

八月十日

八月十日

八月十日

八月十日

八月十日

八月十日

234

昭和二十一年四月十六日

申告	現任	所屬部隊	官等	入籍番號
氏名	石	第11師團	佐四ノ	陸軍水兵長

備考

- (一) 本調書ハ部隊長又ハ残務取扱者等ニ於テ吳地方役員局人事部長宛通報ニ非ズ。認ムルモノニ付記載ス。
- (二) 吳鎮在籍ノ特務士官准士官下士官共ニ付記載ス。
- (三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス。
- (四) 知得シタル範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス。
- (五) 他人ノ開キテ承知シタル事項ハ各當該欄ニ獨リ方ヲ記載ス。
- (六) 送付先

吳市

吳地方役員局人事部長宛

750
152

224-10

32542

32542

死没者調書

本籍地	現住所	所屬部隊	入團年月	官等級	戦地到着年月日	戦地到着年月日	勤務概要	本籍(受給)年月日	戦死(受給)年月日	戦死時状況	戦死場所
[Redacted]	[Redacted]	海防艦 百六十一号機	昭和十九年七月十五日没	一等兵 [Redacted] 改 名 [Redacted] 正 月 日 [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	敵機に墜り、重傷を負ひ、三十分後に収容所へ運ばれ、戦死。状況は不明。	昭和十九年十月十八日、三十分病院に入院。

右申告人

605

本籍地			
現任所			
所屬部隊	〇二九病院	日等級	整隊中(有)
備考		入籍番那	

本調書ハ部隊長及兵隊取扱者等ニ於テ其地方役員等ハ本部
 長宛通報シテ非ズト認ムルハ其時記載ス
 兵隊在籍時特務士官准士官下士官兵付記載ス
 同者縣人ハ勿論地對縣出身者ニ就テモ記載ス
 知得ル其範圍ニ於テ未得ル限リ詳細ニ記載ス
 地令ノ開示承知スル事項ハ各當該機關相手方記載ス
 詳見地

兵中
 其地方役員局人事部長宛

605-10

54334

（行方不明者）
（行方不明者）
（行方不明者）

本籍地	現任所	所屬部隊	入團月日	官等級	内地渡渡	戰地到着年月日	勤務概要	行方不明年月日	及當時状況
	同	第一一二號輸送艇	昭和七年十月十日役種	海軍 官等級 正兵曹	昭和十九年十月十日頃	昭和十九年十月十日頃	マニラ到着	昭和十九年十月十日頃	沈没ノ際戦死ス
				氏名	昭和十九年十月十日頃	昭和十九年十月十日頃	マニラ到着	昭和十九年十月十日頃	沈没ノ際戦死ス
				生年月日	昭和十九年十月十日頃	昭和十九年十月十日頃	マニラ到着	昭和十九年十月十日頃	沈没ノ際戦死ス
				兵種	昭和十九年十月十日頃	昭和十九年十月十日頃	マニラ到着	昭和十九年十月十日頃	沈没ノ際戦死ス
				電報符	昭和十九年十月十日頃	昭和十九年十月十日頃	マニラ到着	昭和十九年十月十日頃	沈没ノ際戦死ス
				入籍番号	昭和十九年十月十日頃	昭和十九年十月十日頃	マニラ到着	昭和十九年十月十日頃	沈没ノ際戦死ス

發病(遺傳)年月日

病名(受傷部位)

發病(遺傳)原因

死因(遺傳)原因

石中 告

昭和二十一年四月十八日

本籍地

中 師 師地

省 所 部 隊

看 氏 名

機銃ノ鳥獸死(受傷箇所不明)

昭和十九年十月十八日(島又ノテノ島海岸)

[Redacted]

原同

第二号輸送艦

[Redacted]

官等級

機銃隊員

[Redacted]

入籍年月日

昭和十九年

260410

死者調査書

本籍地

現住所

右同

所属部隊

三三根多々シ派遣第九五防空隊分隊

入團年月

昭和十九年二月一日 役種補充兵 兵種 不明

官等級

上等兵 氏名

生年月日

入籍番号

内地港灣出奔年月日 昭和十九年四月十九日 大和艦ヲ吳港出奔

戦地に到着年月日 昭和十九年五月三日 午前七時タロシ着

負傷年月日 昭和十九年五月三日 午前七時艦底射撃ニ係リ右足 腰背貫通

死亡年月日 時刻場所 昭和十九年十一月二十一日 午後七時 伊

多々シ約四哩奥(西方)ニ於テ重体

トナリテ榴弾ニ係リ自爆ス

右申告ス

昭和二十二年一月二十九日

本籍地

現住所

右同

所属部隊

三三根多々シ派遣第九五防空隊分隊

官等級

兵長

入籍番号

一第二千金

氏名

2351

戦死状況書

本籍地

現住所

山田用職子(自選)

左ノ諸昭和十九年一月五日吳海軍施設部へ白軍工上ニテ山田用同年
 三月一日吳海軍施設部ヨリ第三五護衛隊ニ転用同年五月十八日吳施設
 同年七月八日比律賓島ニシテオ島ヲヘテ上陸同年十月五日敵艦
 同島ガ飛行場破壊セラル敵機ノ空爆頻繁ナルヲ厭ハズ之ヲ修
 理作業及作業者ノ資糧運搬ニ深夜作業繼續從事中敵機
 一機ニテ機銃撃テヨリ左胸部貫通機銃創左下腹部貫通機銃
 弾ニテ左肩ヲ受傷ハントル(起重機車)ヲ操リタル儘従容トシテ其ノ
 任ヲ全シ然レテ戦死タセリ

(英倫軍務用)

昭和十年十二月五日

第三五設隊附海軍書記

作業履歷書

第三五設隊所屬

（需用職手（白運））

年月日

記

事

昭和九年正月一日

吳海軍施設部白運工トテ室用

白昭和九年三月一日

吳海軍施設部第三五設隊需用駐洋丸三乗船五月十八日吳施設ミカド島カニニ向テ航行資材、船内整理

至昭和九年七月一日

種作業及敵機動部隊、警戒ニ終始謹直從事、又

少カク到着後、資材、荷揚作業及資材分散作業並資材蒐集作業、飛行場拡張工事並修理作業

2350

戦死状況書

本籍地

現住所

山用職手(土)

生

右者昭和十九年二月二十日海軍施設部へ土工員として山用同年三月
一日海軍施設部より第三五設営隊に転用同年五月十八日呉共夜
同年七月八日比律賓ミンダナオ島から上陸同年十月三十日敵機
来襲同島から飛行場破壊せし空爆類撃撃する敵ハズニカ修理
作業は是事中敵襲により頭面部爆創受傷旺盛ナル責任觀念
ハ良ク任可完ナル戦死ナリ

昭和十九年十二月五日

第三五設営隊附海軍書記

(製造部紙用)

78

作業履歷書

第三五設営隊所屬

山田職手(主)

年月日

記

事

昭和九年五月二十日

兵海軍施設部山田主官より主用

昭和九年七月一日

兵海軍施設部より第三五設営隊轉用昭和九年五月十八日兵海軍施設部より主官より主用兵海軍施設部より主官より主用兵海軍施設部より主官より主用

昭和九年七月一日

兵海軍施設部より主官より主用兵海軍施設部より主官より主用兵海軍施設部より主官より主用兵海軍施設部より主官より主用兵海軍施設部より主官より主用

兵海軍施設部

[illegible]

右の通り承知し、すみまされ申上ります。

昭和 年 月 日

申告書の著者の				等級	氏名
入籍番	本籍地	現住所	所属部隊		

備考

本調査は死没者の身の上関係一切を処理するもので、
 あるから慎重に且詳細に記入して下さい。

他又全う聞いたら承知し、争議は其の旨末尾の
 餘白に記入して下さい。

昭和二十一年

八
月

1

職族論證者入道正法言畢託名曰

觀風樓圖書藏書時之所

總 行

諸君實此方復囑人寧部長

觀我公之德

卷之五

入國の
籍を
管
地

戰後年月日時刻

醫學博士
醫學博士
醫學博士
醫學博士

服之

五

卷之二十一

卷之四

五



75

日午

●

15 卷

戰死(戦死)
就捕死(就捕死)
賊傷死(賊傷死)
一騎當千正病(一騎當千正病)
○サ防々正病

卷之四

卷之四

South Africa's National Health Insurance (NHI) Bill, which will be passed by the end of 2002, will ensure that all South Africans have access to a basic level of health care.

62

現況不明者請速調査
 昭和二十一年八月二十六日

中	告	告	告	告	告	告	告	告	告	告
現住所	大尉	大尉	大尉	大尉	大尉	大尉	大尉	大尉	大尉	大尉
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

18140

一、級、状、況

申告者 本人

二、氏名

三、職名

四、所屬部局

五、級、氏、名

六、位、所

七、職、名

八、職、名

九、職、名

十、職、名

十一、職、名

十二、職、名

十三、職、名

十四、職、名

十五、職、名

百三十三番

474-10

德縣

外 兵 又 月 日

不 然 也	現 任 所 在	人 員 年 月	等 級	外 地 到 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

不 然 也 調 查 同 日 德 縣 縣 署 查 查

12911

卷之六

10

11

四一五番

卷之八

卷之四

1518
23
年
4
月
11
日

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

十
報

氏
名

一、古語云：「一失足成千古恨，一不慎成萬世悲。」此言人之過失，不可不慎也。故君子必先慎乎德，又慎乎言，又慎乎行。此三者，慎之又慎，則德足以懷遠，言足以信人，行足以昭著。此三者，皆人之所共見，故君子必先慎乎此三者。此三者，皆人之所共見，故君子必先慎乎此三者。

家傳後
器以降送金卷七

謝安其明上必安平其子平其方
殿閣左右記新書前場操

死
變
上
言
調
書

卷之四

理佳前在

廣西縣屬盧山至其地計七十里。經此山者多繞道至其地。其地之

入學每月
縣志卷之四
四十一

等綴

內山溪 金齊年
留 弘治九年九月
金正以
名 事館

外紀劉伯溫傳
元九年九月十日
金剛寺
張
台灣

[illegible]

陳炳文先生

徐

卷之五

109

姓名

氏名

階級

現任

勤務

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

（附聞）

昭和二十三年九月十九日

申告者	入籍番	等級	上飛書	氏名
現住所	本籍地			
所属部隊	当番	二五		

備考

一 本欄書は死没者の身の上関係一切を處理するものであるから慎重に且詳細に記入して下さい。

二 他人から聞いた事等は其の旨末尾の

餘白に記入して下さい。

此の内地出發月日及外地到着月日は明確に記憶致して下さいが五日より十日迄の間と致します。
 死七日前もその後の記憶に残りません。
 死七日後迄は私達より後にお發し下さい。又戰場に居て居ません。後で一編にお發し。
 一 戦線より通知を受け取ります。一 戦線より通知を受け取ります。
 内地に居る方は十五日まで同じ部隊で十日以上居る方は一 戦線より通知を受け取ります。
 同山所に居る方は一 戦線より通知を受け取ります。
 死七日前は内地に居る方は一 戦線より通知を受け取ります。

[illegible]

元海軍軍人現況不明者調書

大分県		整理番號		4-26		子	
所轄(詳今年月日)		留守担当者		氏名		生年月日	
昭和		氏名		氏名		入籍番號	
年月日		氏名		氏名		本籍地	
所屬部隊に關するもの		事項		知照		現況不明者個人に關するもの	
一、編成の時期及び場所(昭和 年 月 日)		一、佐世保人事		一、(1)遺骨有無		一、本人とは何	
二、内地出撃の時期及び場所(昭和 年 月 日)		二、世話課(科)		(2)遺留品有無		二、何時に	
三、進出要領		三、家族(身寄)		三、家族(身寄)		三、その時の本	
四、現地到達時期及び場所(昭和 年 月 日)		承知事項		承知事項		四、その時の本	
これ以上詳細且つ正		一、(1)遺骨有無		一、(1)遺骨有無		一、本人とは何	
別紙に記載すること		(2)遺留品有無		(2)遺留品有無		二、何時に	
氏名		氏名		氏名		三、その時の本	
入籍番號		入籍番號		入籍番號		四、その時の本	
現況不明者個人に關するもの		現況不明者個人に關するもの		現況不明者個人に關するもの		現況不明者個人に關するもの	
一、本人とは何		一、本人とは何		一、本人とは何		一、本人とは何	
二、何時に		二、何時に		二、何時に		二、何時に	
三、その時の本		三、その時の本		三、その時の本		三、その時の本	
四、その時の本		四、その時の本		四、その時の本		四、その時の本	

117

68053

110

申告者	項部明判名上に不	一級身分	機所 員 局管	本 部 組
所屬部隊 九三六空(佛印)	二級即審に上る 新編判明南院	知一 機 機 機	吳	
機 部 組	九三六空と九三六空日同一部隊 有事別紙通	此名 機 機 機	九三六空	
機 部 組	九三六空(佛印)	機 機 機	九三六空	

別紙

一九一一年三月三日、佐伯、或駁逐艦、檣に便乗して一九一
年三月三日、甲ヤビテに入港した。自分等は甲ヤビテ、或先
發して一九一一年三月三日、カハラニ港に入港した。
本人は後發隊として「甲ヤビテ」或油船に便乗して高雄
聖由でカハラニ港に来る予定だったが途中「サントエルナード」
に碇泊中「甲ヤビテ」やられて生存者のみ「サントエルナード」に上陸し
て陸軍の需品部があつて服をもらつて陸軍の航空隊
に合同し台湾より迎へる「V」機に高等科の章持
のみ台湾で聖で佛印に来た。本人は来なかつた。

發世書 三一 三

昭和五年

佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

生年者 戦没者 確認報告

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

報告者 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長 佐賀縣立佐賀商業學校校長

吳人渡海者Aの三六の二四四

吳地方復員局人事部

現況不明者消息調査ノ依頼票ハ一二年月日

精神

現住所

元等級海軍中尉氏名

本

籍

地

等級

氏

名

入籍者現

本

所轄名

戦中七〇一
七六〇
同
戦中七〇一
七六〇
同
戦中七〇一
七六〇
同

二等曹

氏

名

入籍者現

人

参考事項

死没年月日

昭和十九年十月十日

死没場所

比島クリンリ基地
マルタト第4中隊内

死没状況

敵艦沈没機上左戦
中隊内

死没状況

中隊内

備考

戦没者行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得るおれは場合は推定
でも結構であるから努めて記述をいたすこと

戦没者行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得るおれは場合は推定
でも結構であるから努めて記述をいたすこと

戦没者行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得るおれは場合は推定
でも結構であるから努めて記述をいたすこと

戦没者行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得るおれは場合は推定
でも結構であるから努めて記述をいたすこと

18913

二八第五路ノ三八号三九

昭和十三年十一月三十日

吳地復興局農林部農務課農務課長

申告者

現住所

元等級上

現在本村

知事

本

人

末

優

員

金

金

金	員	優	人	末	本	知事	現在本村	元等級上	現住所	申告者
金	員	優	人	末	本	知事	現在本村	元等級上	現住所	申告者
金	員	優	人	末	本	知事	現在本村	元等級上	現住所	申告者
金	員	優	人	末	本	知事	現在本村	元等級上	現住所	申告者

68618

吳人第...
...

現況不明者消息調査依頼票

年三月三十一日

申告
元等級上...
...

本

箱

地

等級
氏

名

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

答

欄

遺失の弁以職責
人分知人本者

註

死没の状況

金庫の取扱をなさるる者等
復員後多不復員を志す者等

右復員を志す者等官の住所

復員の場合復員年月日

復員時所轄部隊

復員級郷先

等級氏名

注
所

（五〇）
（食料水）
（直接校務委員）
（三〇）
（三二）
（三三）
（三四）
（三五）
（三六）
（三七）
（三八）
（三九）
（四〇）
（四一）
（四二）
（四三）
（四四）
（四五）
（四六）
（四七）
（四八）
（四九）
（五〇）
（五一）
（五二）
（五三）
（五四）
（五五）
（五六）
（五七）
（五八）
（五九）
（六〇）
（六一）
（六二）
（六三）
（六四）
（六五）
（六六）
（六七）
（六八）
（六九）
（七〇）
（七一）
（七二）
（七三）
（七四）
（七五）
（七六）
（七七）
（七八）
（七九）
（八〇）
（八一）
（八二）
（八三）
（八四）
（八五）
（八六）
（八七）
（八八）
（八九）
（九〇）
（九一）
（九二）
（九三）
（九四）
（九五）
（九六）
（九七）
（九八）
（九九）
（一〇〇）

新規明
中
5-6
#28961
戦災世
定

一戦没又は行方不明年月日及び其場所又は地域を明確に知得る者おらば、
場合を推定し、結構するものなり。記録を下さる。
二消息を確認するものなり。他人から得た知得事項でも必ずしも記録を
下さるものなり。
三本表以外に戦没公義に非ざるものなり。海難の方はお知らせ下さい。

戦死未定者、戦死後多救うる。是れ復員を下さる。
戦死未定者、戦死後多救うる。是れ復員を下さる。